

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	ANAホールディングス株式会社			コード	9202
提出日	2025/6/5	異動（予定）日	2025/6/27		
独立役員届出書の提出理由	2025/6/27に開催予定の定時株主総会において、社外取締役および社外監査役の選任議案が付議されるため				
☒	独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※１）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l		
1	山本 亜土	社外取締役	○													○	有
2	勝 栄二郎	社外取締役	○													○	有
3	峰岸 真澄	社外取締役	○													○	有
4	井上 ゆかり	社外取締役	○													○	新任
5	菊池 伸	社外監査役	○													○	新任
6	小川 英治	社外監査役	○													○	有
7	三橋 友紀子	社外監査役	○													○	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	該当なし	山本亜土氏は、鉄道事業における企業経営や経済団体のトップとしての豊富な経験と幅広い識見を有しております。これらの経験・知見に基づく客観的な視点から、当社の監督及び経営全般の助言をいただくことを期待し、同氏を引き続き独立社外取締役として選任しています。
2	該当なし	勝栄二郎氏は、財務事務次官等、行政官としての高い見識やIT業界における企業経営者としての豊富な経験を有しております。これらの経験・知見に基づく客観的な視点から、当社の監督および経営全般の助言をいただくことを期待し、同氏を引き続き独立社外取締役として選任しています。 同氏は、株式会社インターネットイニシアティブの取締役であり、当社グループ企業と同社との間に航空券販売等の取引実績がありますが、その金額は僅少（当社の連結売上高の1％未満）であり、特別な関係はありません。また、同氏は日本テレビホールディングス株式会社の社外取締役および三菱商事株式会社の国際諮問委員会委員に就任している。
3	該当なし	峰岸真澄氏は、株式会社リクルート（現：株式会社リクルートホールディングス）において、数多くの新規事業を成功に導いた他、2012年4月からは同社の代表取締役社長として、海外企業のM&A等を通じて、同社の企業価値の大幅な向上に貢献する等、生活・サービス産業における企業経営者としての豊富な経験を有しております。これらの経験・知見に基づく客観的な視点から、当社の監督および経営全般の助言をいただくことを期待し、同氏を引き続き独立社外取締役として選任しています。 同氏は、株式会社リクルートホールディングスの代表取締役会長であり、当社グループ企業と同社の間に航空券販売等の取引実績がありますが、その金額は僅少（当社の連結売上高の1％未満）であり、特別な関係はありません。また、同氏はコマニシグルタ株式会社の社外取締役に就任していますが、当社と同社との間に定款的な取引関係はありません。
4	該当なし	井上ゆかり氏は、グローバル企業の役員を歴任したほか、2013年7月から日本ケロッグ合同会社の代表職務執行者社長として、同社の事業成長とブランド価値向上に貢献する等、グローバルなビジネス展開やマーケティングに関わる専門的知見と豊富な経験を有しております。これらの経験・知見に基づく客観的な視点から、当社の監督および経営全般の助言をいただくことを期待し、同氏を新たに独立社外取締役として選任しています。 同氏は、日本ケロッグ合同会社の代表職務執行者社長に就任しており、当社グループ企業と同社との間に航空券販売等の取引実績がありますが、金額は僅少（当社の連結売上高の1％未満）であり、特別な関係はありません。
5	該当なし	菊池伸氏は、長年にわたり政策金融機関の取締役を務め、豊富な経営経験と投資マネジメントをはじめとする幅広い識見を有しております。グループの持続的な企業価値の向上を目指すにあたり、同氏の有する財務・会計・金融・法務に関する豊富な知識・経験と高い識見を活用することによって、監督機能のより一層の充実を図れることから、同氏を新たに独立社外監査役として選任しています。 同氏は、DJBアセットマネジメント株式会社の代表取締役会長に就任しており、当社グループ企業と同社との間に航空券販売等の取引実績がありますが、金額は僅少（当社の連結売上高の1％未満）であり、特別な関係はありません。
6	該当なし	小川英治氏は、主に国際金融等の専門家としての豊富な経験と幅広い識見を活かし、リスク管理の観点から見たグループ経営戦略における留意点や、当社の財務政策等について積極的に発言を行っていただいております。当社の監督機能のより一層の充実が図れると判断し、同氏を引き続き独立社外監査役に選任しています。 同氏は、一橋大学名誉教授並びに東京経済大学経済学部教授ですが、当社と同大学の間には特筆すべき取引関係は無く、一般株主と利益相反が生じることは無いと認識しております。
7	該当なし	三橋友紀子氏は、弁護士としての法務全般に関する高い識見・知見に加え、事業会社における実務経験や他社での社外取締役の経験を有しており、当社の監督機能のより一層の充実が図れると判断し、同氏を引き続き独立社外監査役に選任しています。 同氏は、選美坂井法律事務所・外国法共同事業のパートナー弁護士ですが、当社と同社の間には特筆すべき取引関係は無く、一般株主と利益相反が生じることは無いと認識しております。

4. 補足説明

選任基準等 当社は、社外役員の選任に關し、以下の基準を勘案のうえ、選定しています。
＜独立性判断基準＞ 当社における社外取締役または社外監査役（以下、「社外役員」という）が独立性を有すると判断するために、以下の要件の全てに該当しないことが必要である。 1. 当社グループを主要な取引先(※1)とする者またはその業務執行者 2. 当社グループの主要な取引先(※1)またはその業務執行者 3. 当社グループの主要な借入金(※2)またはその業務執行者 4. 当社の大株主(※3)またはその業務執行者 5. 当社グループより、役員報酬以外に、多額の金銭その他の財産上の利益(※4)を得ている弁護士、公認会計士、コンサルタント等の専門家 6. 当社の会計監査人である監査法人に所属する公認会計士 7. 当社グループより多額の寄付(※5)を受けている者 8. 当社および連結子会社の取締役・監査役・執行役員・重要な使用人の近親者(※6)であるもの 9. 近親者が上記1～7のいずれかに該当する者 10. 過去3年間において、上記1～8のいずれかに該当していた者 11. 前各号の他、当社と利益相反関係が生じ得る等、独立性を有する社外役員としての職務を果たすことが出来ない特段の理由を有している者 なお、上記1～11のいずれかに該当する場合であっても、当該人物が実質的に独立性を有すると判断した場合には、社外役員選任時にその理由を説明・開示する。 ※1 当社グループを主要な取引先とする者とは、当社グループの支払金額が取引先の連結売上高の2％を超える取引先。 ※2 主要な借入金とは、当社グループの借入残高が直近事業年度末の当社連結総資産の2％を超える金融機関。 ※3 大株主とは、直近事業年度末において、自己または他人名義で、10％以上の議決権を保有する株主または法人株主である場合はその業務執行者。 ※4 多額の金銭その他の財産上の利益とは、当社グループから、過去3事業年度の平均で、年間1,000万円を超える利益。 ※5 多額の寄付とは、当社グループから、過去3事業年度の平均で、年間1,000万円または寄付先の連結売上高の2％のいずれか大きい額を超える寄付。 ※6 近親者とは、配偶者または二親等以内の親族

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k. 社外役員の相互就任の関係にある者の業務執行者（本人のみ）
l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

※4 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※5 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※6 独立役員の選任理由を記載してください。